

取手市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）解説

1 条例制定の趣旨

取手市内の事業所の大多数を占める中小企業・小規模企業は、経済的にも社会的にも重要な役割を果たしており、その活力は地域経済に大きな影響を与えております。

国の中小企業・小規模企業政策として、昭和38年に中小企業基本法が制定され、その後何度か見直しが行われるなか、平成26年には小規模企業振興基本法が制定され、小規模企業振興基本計画が策定されました。この計画により、都道府県及び市町村において、小規模企業振興に関する施策を実施する責務が明記されたところです。

そのような情勢のなか、商工会や地元商工業関係者からの条例制定の要望もあり、市においても中小企業・小規模企業の政策の一層の推進を図るためには、基本条例を制定して中小企業・小規模企業の振興を明確に位置づけることが重要であるため、本条例を制定するものです。

2 条例（案）の概要

目的（第1条）

この条例を制定する目的を簡潔に示したものです。中小企業及び小規模企業（以下、「中小企業等」という。）の振興により、本市経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的としています。

定義（第2条）

この条例で使用する用語のうち、「中小企業」、「小規模企業」、「商工会」、「大企業」及び「金融機関等」について定義しています。

第1号の中小企業及び第2号の小規模企業については、中小企業基本法により下記のとおり定められています。

業 種	中小企業者（下記のいずれか）		小規模企業者
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員数	常時使用する 従業員数
製造業・建設業 運輸業・その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

第3号の大企業は、第1号及び第2号で定義した以外の事業者を指します。

基本理念（第3条）

中小企業等の振興に関する基本的考え方である「基本理念」を定めています。

基本施策（第4条）

第1条の目的を達成するため、第3条に定める基本理念に基づく基本施策を定めています。

市の責務（第5条）

基本理念にのっとり、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施するなど、市の責務を明確にしています。

中小企業等の役割（第6条）

基本理念にのっとり、自主的な経営基盤の強化、雇用機会の確保、人材の育成

その他雇用における環境整備に努めるなど、中小企業等に求める役割を明確にしています。

商工会の役割（第7条）

基本理念にのっとり、中小企業等の経営力向上、経営の革新及び基盤強化並びに創業等への支援に積極的に取り組むよう努めるなど、商工会に求める役割を明確にしています。

大企業の役割（第8条）

基本理念にのっとり、中小企業等の重要性について理解を深め、中小企業等の持続的な発展に貢献するよう努めるなど、大企業に求める役割を明確にしています。

金融機関等の役割（第9条）

基本理念にのっとり、中小企業等の円滑な資金調達並びに経営の改善及び向上に協力するよう努めるなど、金融機関等に求める役割を明確にしています。

市民の理解及び協力（第10条）

基本理念にのっとり、中小企業等の振興に対する理解を深めるとともに、中小企業等が供給する製品及び役務の利用を通じて中小企業等の発展に協力するよう努めるなど、中小企業等に対する市民の理解と協力について規定しています。

財政上の措置（第11条）

市が中小企業等の振興に関する具体的な事業を実施するため、必要な予算措置を講ずるよう努めることを規定しています。

その他（第12条）

条例に規定している事項に関し、細かなことを定める必要がある場合等は、市長が別に定めることを規定しています。

付則

この条例の効力がいつから発生するかを規定しています。

3 条例（案）の構成図

